



「標準的な運賃」を届け出しましょう！



「標準的な運賃」は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる運賃を示すことを目的としたものであり、令和6年3月31日までの時限措置です。

「標準的な運賃」を活用する場合の手続きについて

「標準的な運賃」のひな形を活用する場合は、以下の2つの書類を作成し、運輸支局に届出してください。

①運賃料金変更届出書

※標準的な運賃に設定するための書類

②運賃料金適用方

※標準的な運賃を活用するに際しての具体的なルールを記した書類



石川運輸支局へ提出

■詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。



<https://www.ishitokyo.or.jp>

「標準的な運賃」特設サイトにて、

①届出書の届出書類及び記入例
②運賃料金適用方のひな形
をダウンロードすることができます。

また、その他届出書類や運賃表、運賃計算シートなどがございますのでご活用ください。

様式1 事業者番号

令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 事業の種類

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 貨切運賃 燃料サーチャージ（別添1のとおり）
新）運賃及び一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和2年国土
料金の額 交通省告示第575号）のとおり
（適用）北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり

旧）H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
その他（別添3のとおり）

5. 実施日
令和 年 月 日より実施